

平成 25 年 3 月 5 日

各 位

会社名 東日本ハウス株式会社
代表者名 代表取締役社長 成田和幸
(JASDAQ・コード 1873)
問合せ先 常務取締役 名取弘文
TEL (03) 5215-9905

建築士法に基づく行政処分（処分期間終了）に関するお知らせ

平成 24 年 12 月 7 日付「建築士法に基づく行政処分に関するお知らせ」のとおり、当社は平成 24 年 12 月 3 日付で新潟県知事から、建築士法第 26 条第 2 項第 4 号に基づく行政処分を受けましたが、平成 25 年 2 月 28 日をもって処分期間が終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分を受けるに至った経緯

当社は、平成 23 年 12 月に新潟市役所から、新潟県内で施工した 2 物件について、建築基準法第 6 条第 14 項の確認済証の交付を受ける前の建築着工に当たるとの指摘を受けました。

これによって、平成 24 年 8 月に、当社新潟支店の管理建築士である一級建築士が、当該 2 物件について確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認したとして、国土交通大臣から建築士法第 10 条第 1 項の規定による懲戒処分（平成 25 年 1 月 1 日から 2 ヶ月間の業務停止）を受けました。

これに伴い、当社についても建築士法第 26 条第 2 項第 4 号に基づく行政処分を受けることとなったものです。

2. 処分の内容

建築士法第 26 条第 2 項第 4 号に基づく建築士事務所の閉鎖

(1) 期間

平成 25 年 1 月 1 日から 2 ヶ月間

(2) 閉鎖を命ぜられた建築士事務所の範囲

当社東日本ハウス事業部新潟支店の建築士事務所

3. 再発防止策と今後の対応

当社は、新潟市役所の指摘後速やかに、再発防止策として支店長及び管理建築士による建築関係法令に従った所定の申請及び手続きが行われていることの確認管理を徹底し、併せて本社担当部門によるダブルチェック体制を構築し、再発防止に努めております。

今後も、今回の処分を厳粛かつ真摯に受け止め、引き続き再発防止に向けて、社内における法令遵守の徹底及び内部管理体制の強化に取り組んで参ります。

以上